

法務省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【長崎市】</p> <p>平成27年1月30日付閣議決定により貴省から示された対応方針は承知しているところであるが、委託導入を検討するにあたり参考としたいため、事例が生じた際に周知くださるのではなく、貴省及び管轄法務局が委託可能と判断する基準をお示しいただきたい。</p>			<p>業務委託が可能と認められるかは、個別的に判断されるものと考えられるが、法務局において業務委託が可能と判断した事例を収集の上、周知することが相当と考えられる事例について周知することを検討したい。</p>	<p>5【法務省】</p> <p>(1)戸籍法(昭22法224)</p> <p>(iv)戸籍事務の外部委託については、その一部を民間事業者に委託する場合には、同一施設内に市区町村職員が常駐しない形態での業務委託を可能とした事例を収集し、周知することが相当と考えられる事案について、法務局及び地方法務局並びに市区町村に令和4年度中に周知する。</p>	通知等	令和5年3月23日	令和5年3月23日付け法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡を発出し、周知した。	
	<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体及び関係省庁間での情報共有及び引き続き協議いただくことを期待する。</p>		<p>森林法第191条の2第2項及び「登記情報等の電子データによる提供について」(平成23年9月1日付け林野庁計画課長通知、以下「林野庁計画課長通知」という。)の規定に基づき、登記所へ登記情報の電子データでの提供を求めるに当たっては、書面による申出と記録媒体を管轄登記所に提出する必要があることが支障のことであるため、林野庁計画課長通知を令和4年10月までに改正し、オンラインによる電子データの提供を可能とする予定。</p> <p>森林の土地の所有者となつてから90日以内に登記を済ませた者について森林所有者届出を不要とすることに関しては、市町村が森林法に基づき行政指導等を的確に行うためには、90日以内に森林の土地の所有者の実態を把握する必要があるところ、現状、90日以内に登記された情報のうちの相当量について市町村の林務部局が入手するには90日を超える日数を要すると考えられ、森林の土地の所有者の実態把握に支障を生じるため、困難である。</p>	<p>5【法務省(4)】【農林水産省(5)(i)】</p> <p>森林法(昭26法249)</p> <p>森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求める事務(191条の2第2項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の長が登記所に対して情報の提供を求めた場合には、当該登記所からオンラインにより情報の提供を受けることを可能とし、地方公共団体に通知する。</p> <p>【措置済み(令和4年10月28日付け林野庁森林整備部計画課長通知)】</p>				

法務省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野													
227	B	地方に対する規制緩和	11.その他	戸籍事務取扱準則第55条において電子での保存を許可する規定を加える又は必要な措置を講ずること。	戸籍事務取扱準則第55条において電子での保存が可能であることの明確化	【現行制度について】 戸籍事務取扱準則第55条(9)戸籍に関する指示、通知、回答書類つづり、(21)戸籍に関する往復書類つづり(指示、通知、回答書類を除く。)が規定されているため、全て電子メールで通知され電子化されているにも関わらず全て紙で印刷し綴っている。また、法務局による現地指導において、(9)(21)に該当する書類は全て紙で印刷し免取簿番号を取得して保存するように指導を受けているため、市町村判断で電子での保存のみに切り替えることができない。 【支障事例】 戸籍事務取扱準則第55条(9)戸籍に関する指示、通知、回答書類つづり、(21)戸籍に関する往復書類つづり(指示、通知、回答書類を除く。)が規定されているため、毎年200件近くある法務局からの通知を添付ファイルを含め紙で印刷している。 【制度改正の必要性】 当市では支所、出張所窓口でも法務局から戸籍事務取扱準則第55条に基づき、紙での保管を法務局から求められているため、法務局からの通知を全て印刷し、毎年数千枚以上の紙を保管しており、印刷する時間及び保管管理の事務負担が多く、対応に苦慮している実態がある。昨年度も管轄の支局に相談したが、戸籍事務取扱準則第55条が改正されない限り紙での保管を求める運用に変動がない旨の回答があった。 【支障の解決策】 戸籍事務取扱準則第55条において電子での保存が可能であることを明確化することで解決すると考える。	電子化されているものをわざわざ紙に印刷し綴りなくして済むため、コピー用紙代やプリンタのインク代など自治体の無駄な事務経費の支払いがなくなる。またSDGsや環境保護の観点からも無駄に紙で印刷し綴りなくして済むため、SDGs、環境保護にも繋がる。印刷するにも時間が掛かるため、無駄な事務処理時間が発生することもなくなる。	戸籍事務取扱準則第55条	法務省	茅ヶ崎市		花巻市、水戸市、富士見市、練馬区、八王子市、小平市、横須賀市、豊田市、豊中市、枚方市、浜田市、吉野川市、大牟田市、久留米市、熊本	○(9)は10年、(21)は3年保存が必要だが、電子データがあるにも関わらず紙に印刷し保存し続けるのは、経費や事務スペースの面でも非効率である。電子ファイルでも免取簿番号を取って保存する事は可能なので、対応の変更を求めたい。 ○電子決裁の導入で公文書の電子化による管理が進んでいるが、戸籍関係書類については、電子決裁後、紙での出力し、2重で管理している状態であり、非効率である。 ○電子化が進む現在において、紙媒体での保存は寧ろ非効率である。 ○令和4年度から当市においても文書管理・電子決裁システムを導入しており、同様の課題が生じている。	戸籍事務取扱準則制定標準第55条の規定は、電子データにより書類を保存することを否定する趣旨のものではないところ、当該趣旨について法務局及び市区町村に対し周知することとしたい。	電子データにより書類を保存することが可能であることが周知されれば、事務の大幅な効率化が図れるため、周知に係るスケジュールについてお示しいただきたい。
228	B	地方に対する規制緩和	11.その他	戸籍情報連携システムの運用開始により他市町村が本籍の戸籍簿本等の参照、出力が可能となる予定のため、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項第3項にある、住民票に旧氏記載を求める際に戸籍簿本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を廃止すること。	【現行制度について】 戸籍簿本等を「添付」させることになっているため、原本の持参と提出が必要。 【支障事例】 婚姻と同時に旧氏を登録したい場合、戸籍簿本等の添付が義務付けられているために、婚姻届けの内容が反映された戸籍が出来上がってから戸籍簿本等を取得し、再度旧氏登録の手続きに来庁する必要がある。 【制度改正の必要性】 デジタル手続きのワンスオンリーの原則に従い、戸籍簿本等の添付書類を削減する中、住記の異動についても添付書類が必要な届出を削減する必要がある。戸籍事務内部での連携により、他市町村が本籍の戸籍簿本が参照、出力できるようになれば戸籍簿本等の添付を必須とする必要はないと考える。 また、事例として最も多い婚姻時の旧氏登録(直前の氏に限る)についても婚姻が反映された戸籍簿本等の添付ではなく、戸籍簿本等の参照による確認で届出可能とすることで婚姻届と旧氏登録の同時提出が可能となり住民の利便性が向上すると考える。 【支障の解決策】 「当該旧氏がその者の旧氏であることを証する戸籍簿本等(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十條第一項に規定する戸籍簿本等をいう。第三項において同じ。)'その他総務省令で定める書面を添付して」を削除する。	婚姻時の旧氏登録等の戸籍届出と同時に旧氏登録・変更請求の際に戸籍簿本等の添付がなくなることで、戸籍届出の内容が反映された新たな戸籍の出来上がりを持って再度来庁する必要がなくなり、戸籍届出時の来庁1回で手続きが完了できる。また、戸籍届出と同時に旧氏登録・変更請求の際にも、添付書類により届出ができず再来庁することとなるリスクが軽減される。	住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項、住民基本台帳法施行規則第43条	総務省、法務省	茅ヶ崎市		水戸市、千葉市、練馬区、八王子市、京都市、枚方市、八尾市、吉野川市、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎市	○旧氏登録の手続きについて、事前に相談等がある場合は、戸籍簿本等が必要な旨案内しているが、本籍地以外の方が直接来庁された場合は、再度来庁する必要があり、住民の負担が発生していると思われる。 ○一方、求める措置では、戸籍法の一部改正に伴うシステム構築の結果、事務内連携で戸籍簿本を確認することで添付文書を省略できるものと想定されているが、婚姻届と同時に旧氏登録の手続きが行われた場合、その時点では婚姻後の戸籍が作成されておらず、婚姻後の戸籍を確認することは困難である。そのため、婚姻届の受理をもって旧氏登録の手続きを行うことを可能とする手法について、法的な整理が必要と史料する。	御提案にある戸籍事務内の連携は、戸籍法に定められた届出の際の戸籍簿本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法施行令に定められた旧氏登録等事務において戸籍簿本等の添付を不要とすることはできないが、御提案の趣旨を踏まえつつ、どのような対応が可能か、関係省庁と協議の上、検討を進めてまいりたい。	デジタル手続法のデジタル3原則、ワンスオンリーに従い取り組む中で各府庁を跨いで、業務改革(BPR)に取り組む必要があると認識している。 戸籍の情報は、住民基本台帳を整備・管理する上で非常に重要な情報であり、また、市町村の事務においては戸籍の附帯の作成等、戸籍の届出の事務と住民基本台帳に関する事務が密接な関係であることを踏まえ、戸籍情報連携システムの戸籍事務内連携について、戸籍事務と同様に住民基本台帳事務に關しても情報を利用できるよう再度検討していただきたい。 さらに、戸籍事務内連携の開始時期に合わせての実現に向けてご検討いただきたい。 また、上記の戸籍情報連携システムの利用が困難なのであれば、住民サービスの向上の観点からも、他の対応について積極的にご検討いただきたい。	

法務省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	案内(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
			年内に周知することとした。	5【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) (i)戸籍事務における帳簿及び書類つづりの保存(戸籍事務取扱準則制定指針(平16法務省民事局長)55条)については、電子データによる保存が可能であることを明確化し、法務局及び地方方法務局並びに市区町村に通知する。 【措置済み(令和4年11月18日付け法務省民事局長民事第一課補佐官事務連絡)】				
			お示しいただいている支離事例の解決策として、婚姻届が旧氏の記載を求める者の住所地又は住所となる市町村(婚姻届と転入届を合わせて提出した場合における提出先市町村)に提出されたのと同時に、住民票に旧氏の記載を求める場合において、婚姻届の提出とは別に再度来庁することによる住民の負担が生じないよう、婚姻届が受理され、新しい戸籍が編製される蓋然性が高く、新氏での住民票が作成できると市町村が判断する場合には、旧氏の記載を求める者が婚姻前の戸籍謄本等を添付することにより、市町村長が住民票に旧氏を記載することが可能であるとの解釈を明確化し、地方公共団体へ通知することとした。 また、戸籍謄本等の取得についても、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)による改正後の戸籍法第120条の2により、本籍地の市町村以外の市町村の窓口でも、戸籍謄本等の請求が可能となることから、旧氏の記載を求める際に本籍地の市町村と住所地又は住所となる市町村が異なる場合であっても、容易に戸籍謄本等を取付できるようになるため、婚姻届と同時に旧氏の記載を求める場合のみならず、その他の場合で旧氏の記載を求める場合においても、住民負担は軽減され、住民サービスの向上に繋がるものと考えている。	5【総務省(7)】【法務省(2)】 戸籍法(昭22法224)及び住民基本台帳法(昭42法81) 婚姻の届出(戸籍法74条)と同時に住民票に旧氏の記載を求める場合(住民基本台帳法施行令30条の14)の戸籍謄本等の添付については、申請者の利便性の向上に資するよう、婚姻前の戸籍謄本等を添付することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和4年12月5日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)】				